

『吉川松伏医師会との合意について』

平成28年8月22日付け吉川松伏医師会会長から提出のありました質問書につきまして、11月4日に吉川市長と医師会長で会談を行いました。

その結果、吉川市と医師会は、次の事項について合意に至りました。

今後は一層の連携を図り、ともに市民の健康増進に取り組んでまいります。

《 合意事項 》

- 1 吉川市は、定期予防接種について、今後、吉川松伏医師会に加入していない吉川市内の医療機関と個別に委託契約を締結しない。
また、吉川松伏医師会に加入していない市内医療機関に事業等を実施させようとする場合は、吉川松伏医師会と協議を行う。
- 2 吉川松伏医師会は、介護認定審査会、児童生徒の健康診断等吉川市及び吉川市教育委員会の事業が円滑に実施できるよう協力するとともに、会員に対し協力が得られるよう努める。
- 3 吉川松伏医師会は、特定健康診査に係る診療情報提供事業の実施及び新型インフルエンザ等発生時における住民接種ガイドラインの策定に吉川市と連携して取り組む。
- 4 吉川市及び吉川松伏医師会は、地域包括ケアシステムの構築及び災害時の医療救護活動に関する協定の締結に向け、連携して取り組む。
- 5 吉川市及び吉川松伏医師会は、引き続き信頼関係の構築に努め、連携を図りながら吉川市民の健康増進に取り組む。

